

お知らせ

外部突起物規制の変更により 平成29年3月31日までに 外装規準の適合が必要となりました。

平成22年3月29日、国土交通省より乗用車の外装規準について改正の告示が出され、これにより運転代行社名表示灯も同基準に適合が必要となりました。平成21年1月1日以後の製造車両に対し、平成29年3月31日までに、新たな外装規準にて適合させなければなりません。

国土交通省からの詳細内容

<告知の要約>

○自動車の外部表面には、外向きに鋭く突起した部分があってはならない。

○外部表面に曲率半径 2.5mm 未満である突起を有してはならない。但し、突出量が 5mm 未満である突起にあつては突起の外向きの端部に丸みが付けられているものであればよいものとし、突出量が 1.5mm 未満にあつてはこの限りでない。

※但し、直径 100mm の球体が接触しない突起や、突起の硬さが 60 ショア以下の突起などは除外。

<適合基準の一例>

平成29年3月31日までにこの基準に適合しない社名灯、ウインカーなどの外部表面の突起物がある場合、営業車両の車検が不合格となり、走行許可がありません。
社名灯の台座部分に適合商品であることを証明する(適)マークのステッカーが貼ってあります。

株式会社武内工業所HPより掲載許可を頂いております。

外部突起物規制適合に合わせて、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（適正化法）施行規則に適合した、正しい「代行」表示をしましょう。

注：随伴用自動車の行灯装着は適正化法では義務付けられていません。

- タクシー以外の行灯の白色灯火の禁止 道路運送車両法保安基準第42条の「その他の灯火等の制限」および、この保安基準の細目を定める告示第140条第3項による
- 代行の文字を見やすく、他の文字より大きく表示すること 適正化法国土交通省関係施行規則第7条第3項第2号の「随伴用自動車の表示灯の規定」による

外装規準の適合に関する詳細についての問合せ先

国土交通省自動車局技術安全部技術企画課 電話 03-5253-8111 内線 42255

又は国土交通省ホームページをご参照ください。

社名表示灯（行灯）の詳細については、株式会社武内工業所（電話 03-3452-0151）にお問い合わせ下さい。